

## 山口市UJIターン就業・創業活動に係る交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内への移住を希望する者が行う市内での就業・創業活動に必要な交通費について、移住希望者の円滑なUJIターンの促進を図ることを目的として本市が交付する山口市UJIターン就業・創業活動に係る交通費補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)UJIターン 山口県外から山口市への移住することをいう。

(2)就業・創業活動 山口市内において、農業・林業・漁業等第1次産業への就業、本市に事業所を有する法人事業者又は本市に住所を有する個人事業者への就業、商工業等の起業を行うための情報収集・見学・事業所訪問等の活動を行うことをいう。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学等の卒業予定者が行う就業活動は対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、山口県外に1年以上居住し、UJIターンによる本市への移住を目的に山口市役所の窓口で相談を行い、その案内・指導・助言等の下で就業・創業活動を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、同一の旅行に関して山口県又は山口市が実施している他の補助金の交付を受けていない者に限る。

(1)山口市若年UJIターン人材確保支援補助金交付要綱第3条第1項第2号に規定する本市が認定した事業者(以下「認定事業者」という。)を訪問する20歳以上45歳未満の者

(2)就業・創業活動のために本市を訪問する者のうち、前号に該当しない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率、補助金額は別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、山口市UJIターン就業・創業活動に係る交通費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、就業・創業活動の完了から30日を経過した日又は就業・創業活動が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1年度につき1回に限り交付する。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市UJIターン就業・創業活動に係る交通費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに山口市UJIターン就業・創業活動に係る交通費補助金交付請求書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第8条 市長は、第6条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3)虚偽の申請をしたとき。

(4)市長の指導等に従わないとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象者の区分	補助対象経費	補助率	補助上限金額
第3条第1号に規定する補助対象者	(1)認定事業者を訪問するための居住地から山口市内への往復交通費(居住地から最初の市内到着地及び最後の市内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関(タクシー及びビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金を除く。)を利用した実費とする。ただし、居住地からの到着又は居住地への出発が山口市外の場合、「市内」を「県内」に読み替える。) (2)認定事業者を訪問するために宿泊が必要となった場合の宿泊費用(食事代を含む場合は当該代金を除く。)	10/10	10万円
第3条第2号に規定する補助対象者	(1)就業・創業活動のための居住地から山口市内への往復交通費(居住地から最初の市内到着地及び最後の市内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関(タクシー及びビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金を除く。)を利用した実費とする。ただし、居住地からの到着又は居住地への出発が山口市外の場合、「市内」を「県内」に読み替える。)	1/2	3万円